

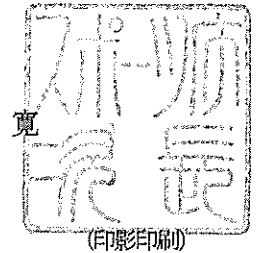


2ス庁第62号
令和2年4月17日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長
附属学校を置く各公立大学法人の理事長
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

スポーツ庁次長
灌本



令和2年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の中止について（通知）

令和2年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査（以下「全国体力調査」という。）については、先般、実施の可否を後日判断することとする旨御連絡したところです。（令和2年3月30日付事務連絡）

今般、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染状況や学校の再開状況・学校現場の負担軽減等を踏まえ、今年度の全国体力調査については、中止することといたします。

なお、本通知は全国体力調査の中止をお知らせするものであり、各自治体や学校において、地域の感染状況を踏まえて、体力等に関する調査を実施することを否定するものではありません。

については、都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）及び本調査に関係する所管の学校に対して、指定都市教育委員会教育長におかれては本調査に関係する所管の学校に対して、都道府県知事におかれては本調査に関係する域内の私立学校及びそれを設置する学校法人に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては本調査に関係する域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、国立大学法人学長におかれては本調査に関係する附属学校に対して、速やかに御周知いただくようお願いします。

【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室
体育振興係 仲村
電話：03-5253-4111（内線2649）